

横浜市 サステナビリティボンド・フレーム ワーク

2023年11月6日

ESG 評価本部

担当アナリスト：篠原 めい

格付投資情報センター（R&I）は、横浜市が2023年11月に策定した「横浜市サステナビリティボンド・フレームワーク」（本フレームワーク）が、国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則2021」、「ソーシャルボンド原則2023」及び「サステナビリティボンド・ガイドライン2021」、環境省の「グリーンボンドガイドライン（2022年版）」並びに金融庁の「ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）」に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

■オピニオン概要

(1) 調達資金の用途

神奈川東部方面線整備事業は人々により低排出な輸送手段への移行を可能とするものであり、「クリーン輸送」に該当するグリーン適格事業である。横浜市内外への移動の円滑化や利便性向上により市民生活や企業活動の活性化が見込まれるとともに、地域のまちづくり活動や事業者による土地利用にあたってのガイドラインを事業者と共有する等、新駅設置や周辺道路の整備等による地区の状況変化や社会経済情勢の変化等に対しても柔軟な対応が図られる。事業評価監視委員会が事業再評価において環境・安全への影響評価を実施しており、適切な環境保全策が実施されることから、全体として明確な環境改善効果が見込めると判断した。

（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業は米軍施設の跡地にグリーンインフラを実装した巨大な都市公園を計画するものである。都市部における緑地の保全・育成、生態系ネットワークの形成、水資源循環、防災・減災機能の強化及び暑熱対策に資する取組内容であり、「生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理」、「持続可能な水資源及び廃水管理」、「気候変動への適応」に該当するグリーン適格事業である。ネイチャーポジティブの実現に向けた政府の基本戦略の中でも重要な位置づけにあり、2027年の国際園芸博覧会の開催を通じて、都市生活と自然の共存を可能とするグリーンシティの実現が期待できる。環境影響評価や事後評価を通じて適切な環境保全策が実施されることから、事業全体として明確な環境改善効果が見込めると判断した。

横浜市独自の施設である地域ケアプラザは、日常生活圏単位での福祉保健の拠点として、誰もが地域で安心して暮らせるような「地域づくり」、「地域のつながりづくり」を支える。参加と協働の促進により、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人等、多くの市民に健康増進や安心確保といった効果が及ぶものと期待され、市民生活における Well-being の向上、地域共生社会の実現に資するとのポジティブな社会的成果が見込まれる。事業区分は、高齢者、障害者を含む全ての人々を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」及び「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当するソーシャル適格事業である。

小中学校は次世代を担う子どもたちの重要な学びの場であり、子育て世帯にとって必要不可欠なサービスである。少人数学級の整備は GIGA スクール構想との両輪により、学習支援が必要な子どもを含むすべての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを実現するとのポジティブな社会的成果が期待できる。事業区分は子どもと子育て世帯を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当するソーシャル適格事業である。

(2) プロジェクトの評価と選定のプロセス

横浜市は、人口減少社会にあつてこそ、横浜に関係するすべてのステークホルダーとの協働・共創の力で未来を切り拓いていく必要があるとの考えから、2040年頃の横浜のありたい姿を「共にめざす都市像：明日をひらく都市」としている。「明日をひらく都市」の実現に向けて、次世代を育み、都市としての活力を生み出しつづけることが最重要であるとしたうえで、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハ

マ」を2030年頃までの基本戦略に掲げている。中期計画（計画期間：2022~2025年度）では、共にめざす都市像の実現に向けた10年程度の方向性・姿勢を基本戦略で明確化した上で、9つの中長期的な戦略を定めるとともに、戦略を踏まえ計画期間内に重点的に取り組む38の政策をとりまとめている。本フレームワークで定める13の適格プロジェクトは、上記の政策の一環として明確に位置付けられている。

本フレームワークで定めるグリーン適格プロジェクトについては、横浜市地球温暖化対策実行計画、同市役所編及びこれらの関連計画において重要な戦略的意義を有している。横浜市は2018年10月に横浜市地球温暖化対策実行計画を改定し、2050年までの脱炭素化を目指す「Zero Carbon Yokohama」を掲げた。2021年には地球温暖化対策の推進とともに市内経済循環と持続可能な発展の実現を目指す脱炭素条例を施行、さらに2022年2月には2030年度までの温室効果ガス削減目標を国の目標を上回る「2013年度比50%」に引き上げることを宣言した。2023年1月の改訂では、「市役所の率先行動」や2027年に横浜で初の万博開催となる国際園芸博覧会を見据えた「脱炭素に対応したまちづくり」を重点取組に掲げ、脱炭素に向けた取組みを加速している。

適格プロジェクトは、予算において編成された各事業の中から、インパクトを定量的に把握することが可能であり、かつ法令の規定により地方債の財源とすることの可能な事業を対象を絞っている。適格プロジェクトは事業評価が適切に実施され、地方自治法等の関係法令に基づき策定され、必要な市会の議決を経たものとなっている。財政局資金課が各事業課と協議しその適格性を評価した上で、財政局長が適格プロジェクトとして選定している。以上より、プロジェクトの評価・選定のプロセスは妥当と判断した。

(3)調達資金の管理

本フレームワークに基づく調達資金は法令・条例等の定めるところにより適切に管理される。当該年度中に資金充当が完了する予定であり、一時的に発生する未充当資金は現金または現金同等物、短期金融資産などの流動性の高い資産により運用される。適格プロジェクトに充当する資金は経理区分に従って分類され、その資金使途が明確に管理される。適格プロジェクトに係る歳入歳出は、各会計年度の終了後に決算関係書類を調製し、監査委員の決算審査とともに市会の認定を受ける。以上より、調達資金の管理は妥当と判断した。

(4)レポーティング

横浜市のホームページで本フレームワークを開示する。債券発行後の資金充当状況及び環境・社会面のインパクトについては、事業単位かつ債券単位で開示する。神奈川東部方面線整備についてはCO₂排出削減量の見込値(t-CO₂)をその前提とともに開示し、その他のグリーン適格プロジェクトについては整備実績を示す指標や計画に対する進捗率を開示する。ソーシャル適格プロジェクトについては、各事業の概要、対象となる人々に加えて、施設の整備数や定員数などのアウトプットに相当する指標を開示する。また、中期計画期間内の各政策及び各施策の成果を分かりやすく示す指標を開示していく予定であり、アウトカム及びインパクトについては、それらの指標等を参照して把握することが可能である。以上より、レポーティングは妥当と判断した。

発行体の概要

横浜市は人口 377 万人¹の政令指定都市であり、人口規模で国内最大の基礎自治体。神奈川県東部に位置し、中心部は東京都心部から約 30 km 圏内にある。幕末開港以来の国際港湾都市として栄え、日本の近代化を支えた歴史によって育まれた文化観光資源にも恵まれる。都市計画においては、1965 年以降の横浜市六大事業²で現在の都市構造の原型が形成された。みなとみらい 2.1 エリアには水と緑や歴史と調和した魅力的なランドスケープが広がり、ビジネス・商業・行政・国際交流等の首都機能が集積されている。

横浜市は 2021 年に戦後初の人口減少³に転じるというターニングポイントを迎えた。高度経済成長期の前後には東京のベッドタウンとして大規模な住宅開発が進められ、京浜工業地帯で雇用創出があったこと等を背景に世帯が大量流入した。当時急増した団塊の世代⁴はこれから後期高齢者になる時期を迎え、高齢化率は既に 25.0%（2023 年 3 月 31 日現在）に達している。こうした構造問題に対応していくため、高齢者福祉や社会・経済を支える子育て世代の支援策を拡充し、子どもの貧困等にも配慮した包摂的な市政運営が求められるとともに、老朽化する公共施設の保全更新を計画的かつ効果的に進め、市民生活の Well-being と経済活動を維持していくことも重要な課題となっている。

環境課題に関しては、高度成長期の人口急増に伴うごみ、道路交通、環境破壊、水資源、公共用地などに関連する都市問題への対処として、企業との公害防止協定締結や独自の要綱・指針等による規制指導、公害対策基本法に先んじた市民の主体的な活動や積極的な制度提案により克服してきた歴史を持つ。東日本大震災後はエネルギー問題に重点を置き、環境未来都市計画⁵（2012 年 5 月策定）のもとで再生可能エネルギーの導入や地域エネルギーマネジメントシステムの構築、EV の普及・利活用の推進、減災性・エネルギーの自立性・自律性向上などの取り組みを先導してきた。2015 年にパリ協定・SDGs が採択されたことを受けて、2050 年までのカーボンニュートラル実現を目指す「Zero Carbon Yokohama」（2018 年 10 月）を国に先駆けて宣言し、地球温暖化対策とエネルギー施策を強化している。

¹ 2023 年 9 月 1 日現在の横浜市の推計人口は 3,772,440 人。推計人口は令和 2 年国勢調査結果（確定値）を基礎とし、住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加減して、毎月 1 日現在の推計人口として算出している。

² 横浜市六大事業は太平洋戦争により荒廃した横浜市の中心部の再生と活性化を目的に始まった大規模な都市計画の呼称。横浜市中心部に止まらず、郊外を含めた横浜市全域を視野に入れており、道路・鉄道・港・埋め立て・経済的効率性・エリアの配置などを網羅したランドデザインにより現在の都市構造の骨格を形成した。

³ 2021 年 10 月 1 日時点の横浜市の推計人口は 3,775,352 人と前年の 3,777,491 人から減少に転じた。

⁴ 団塊の世代（だんかいのせだい）とは、日本において第一次ベビーブームが起きた時期（第二次世界大戦直後の 1947 年～1949 年）に生まれた世代を指す。

⁵ 政府の環境未来都市構想において、横浜市は 2008 年に環境モデル都市、2011 年に環境未来都市の選定を受けており、持続可能な経済・社会システムを持った都市・地域づくりを推進してきた。

1. 調達資金の使途

(1) 適格プロジェクト

- 本フレームワークは横浜市を資金調達者とするグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドのための共通の枠組みを規定したものである。調達資金の使途は以下の適格プロジェクトに対する新規投資に限定される。
- 原則で示される事業区分との対応関係は下記の通り。

適格プロジェクト	事業区分	
	グリーン	ソーシャル
① 神奈川東部方面線整備	クリーン輸送	-
② 市役所 RE100 推進事業	エネルギー効率	-
③ 老朽校舎改修事業 (LED化改修工事)	エネルギー効率	-
④ 公園整備事業 (（仮称）旧上瀬谷通信施設公園)	生物自然資源及び土地利用に係る 環境持続型管理 持続可能な水資源及び廃水管理 気候変動への適応	-
⑤ 河川整備	気候変動への適応	-
⑥ 下水道整備	気候変動への適応	-
⑦ インフラ施設の整備、改修	-	手ごろな価格の基本的インフラ設備 社会経済的向上とエンパワーメント
⑧ 保育所等整備	-	必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント
⑨ 特別養護老人ホーム整備	-	必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント
⑩ 地域ケアプラザ整備	-	必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント
⑪ 小中学校整備	-	必要不可欠なサービスへのアクセス
⑫ 児童福祉施設整備	-	必要不可欠なサービスへのアクセス
⑬ 障害者支援施設整備 (松風学園再整備)	-	必要不可欠なサービスへのアクセス

(2) 適格プロジェクトの事業区分、期待される環境改善効果・社会的成果

<グリーン>

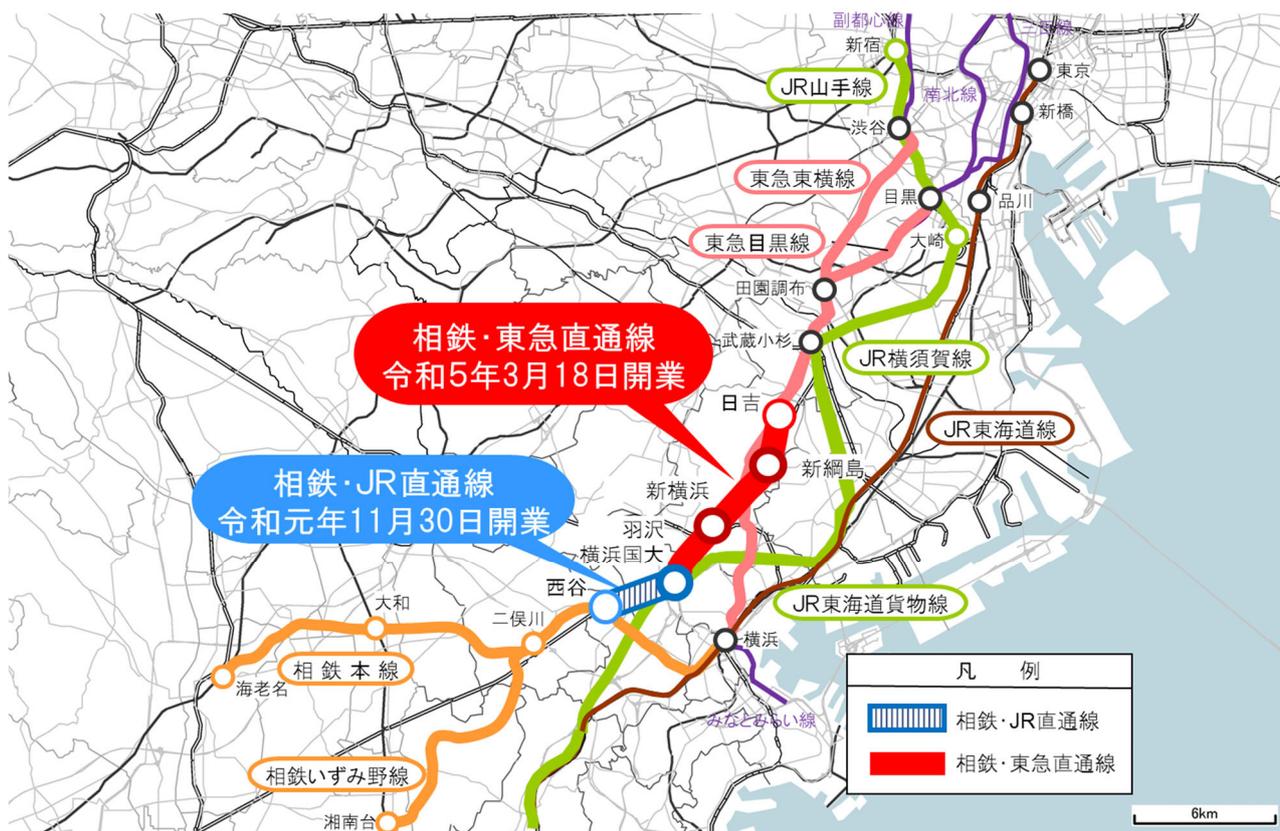
適格プロジェクト①： 神奈川東部方面線整備

事業区分： クリーン輸送

事業概要： グリーンまたはサステナビリティボンドの調達資金は「相鉄・東急直通線」の整備及び費用平準化に伴う後年度分の支出に充当される。神奈川東部方面線整備事業は都市鉄道等利便増進法に基づき、「相鉄・JR直通線」（西谷～羽沢横浜国大間）及び「相鉄・東急直通線」（羽沢横浜国大～日吉間）の二つの連絡線を整備するもの。相鉄線と JR 線、相鉄線と東急線とが相互に乗り入れ可能となり、横浜市西部及び新横浜都心と東京都心方面との速達性の向上や広域鉄道ネットワークの形成が図られる。

整備主体である（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構（JRTT）に対して、国・県と協調して補助金を交付し事業を進めている。財源構成は国、JRTT、地方自治体が各三分の一を負担⁶し、開業後、JRTT は各営業主体様から受け取る施設使用料を借入金償還の原資としている。「相鉄・JR直通線」は、2018年11月30日に、「相鉄・東急直通線」は2023年3月18日に開業し、神奈川東部方面線全線で運行が開始した。2024年度の事業完了を目指し、日吉駅構内や新横浜駅周辺の復旧工事が進められているところである。

■ 神奈川東部方面線



[出所：JRTT・相模鉄道・東急鉄道「神奈川東部方面線 計画路線マップ」]

環境面の課題と成果： 気候変動問題は人類共通の喫緊の課題として認識されている。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）⁷が2021年8月に公表した第6次評価報告書（第1作業部会報告書）では、極端な高温、

⁶ 横浜市は地方自治体の補助のうち三分の二を負担しており、実質総事業費の九分の二を補助している。

⁷ IPCC は国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的と

海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加等は、地球温暖化の進行に直接関係していることは疑う余地がないとされ、気候変動問題は世界各国が取り組まなければならない喫緊の課題であるとしている。2022年4月公表の同評価報告書（第3作業部会報告書）では、地球温暖化抑制のために人々が取りうる対策の一つとして、陸上運輸部門における公共交通や共有モビリティ等へのシフトが取りあげられている。

神奈川東部方面線整備事業は人々により低排出な輸送手段への移行を可能とするものであり、「クリーン輸送」に該当する。定量的な環境改善効果として、JRTTの事業評価監視委員会による「神奈川東部方面線事業再評価」によれば、鉄道及び自動車からの移行により、一定の前提⁸のもと、CO₂削減量で約1,500t-CO₂/年、NO_x削減量で約14t-NO_x/年の温室効果ガス削減効果が見込まれている。

ネガティブな影響への配慮：新駅が整備されることにより周辺地域の交通及び生活の利便性が向上する一方で、さまざまな開発、緑地や農地等自然環境の減少、地区の安全性の低下等、地域の生活環境が変化する可能性がある。新駅周辺の住民が、地域における現況の課題や問題点、新駅設置に伴い予想される課題を整理・検討するためのまちづくり協議会を設立し、「まちづくり基本計画（地区プラン）」を策定している。地域のまちづくり活動や事業者による土地利用にあたっての指針としてガイドラインを共有し、新駅設置や周辺道路の整備等による地区の状況変化や社会経済情勢の変化等への柔軟な対応を図っている。また、JRTTの事業評価監視委員会が神奈川東部方面線事業再評価において環境・安全への影響評価を実施している。

原則に例示される事業区分との整合：神奈川東部方面線整備事業は人々により低排出な輸送手段への移行を可能とするものであり、「クリーン輸送」に該当する。横浜市内外への移動の円滑化や利便性向上により市民生活や企業活動の活性化が見込まれるとともに、地域のまちづくり活動や事業者による土地利用にあたってのガイドラインを事業者と共有する等、新駅設置や周辺道路の整備等による地区の状況変化や社会経済情勢の変化等に対しても柔軟な対応が図られる。事業評価監視委員会が事業再評価において環境・安全への影響評価を実施しており、適切な環境保全策が実施されることから、全体として明確な環境改善効果が見込めると判断した。

SDG との整合：ICMAの事業カテゴリーとSDGsのマッピングテーブルを参考に対象事業によるSDGsへの貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  </div> <div style="width: 50%;"> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  </div> <div style="width: 50%;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  </div> </div>	<p>9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p> <p>11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

して、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。気候変動を1.5℃未満に抑え、パリ協定で合意した世界的な共通目標を達成するには、2050年までに世界のCO₂排出量をネットゼロにしなければならないとした「1.5℃特別報告書」（2018年12月発表）はその後における各国の政策や企業行動に大きな影響を与えた。

⁸ 自動車については、鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル（2012年改訂版）で示されている計測式に当てはめ、事業を実施した場合と事業を実施しなかった場合の差を合算して算出している。鉄道については、開業によって当該路線および関連路線で運行される列車の車両キロが変化するものとして、その運転用電力の電力量増分に基づき排出量の変化を算出している。さらに、これら算出したCO₂及びNO_xの削減量については開業後30年間の平均値としている。

<グリーン>

適格プロジェクト②： 市役所 RE100 推進事業

適格プロジェクト③： 老朽校舎改修事業（LED 化改修工事）

事業区分： エネルギー効率

事業概要： グリーンまたはサステナビリティボンドの調達資金は区庁舎の LED 化工事及び学校施設の LED 化改修工事に充当される。横浜市中期計画で戦略の一つに掲げる「Zero Carbon Yokohama」の実現にあたり、横浜市は市内最大級の排出事業者として公共施設の省エネルギー化と再生可能エネルギー転換を同時に推進している。

2023 年 1 月、横浜市は「横浜市地球温暖化対策実行計画」及び同市役所編（計画期間：2022 年度～2030 年度）を改訂した。同改訂では、温室効果ガス排出削減と市内経済の持続可能な発展を目指し、「市役所の率先行動」を重点取組の一つに掲げ、脱炭素に向けた取組みを加速している。公共施設の LED 化は其中でも重要な取組として位置付けられており、省エネルギー化を実現するうえで最も効率的な手段と捉え、2030 年までの 100%LED 化を進めている。

環境面の課題と成果： 照明器具の LED 化により年間の電力消費量を削減できるほか、長寿命化や水銀フリーといった便益が期待できる。調達資金の用途である区庁舎 LED 化工事と学校施設の LED 化改修工事はいずれも合理的な前提条件のもとで明確な省エネ効果と CO₂ 削減効果が見込まれ、気候変動の緩和に資する取り組みである。政府は 2020 年 10 月、2050 年までにカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指すとして、2021 年 10 月にはパリ協定にもとづいて計画された NDC（国が決定する貢献）として、「2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すこと、さらに 50%削減の高みに向け挑戦を続ける」との目標を決定した。当該目標の達成に向け、2021 年 10 月閣議決定の地球温暖化対策計画ではエネルギー起源二酸化炭素の排出削減対策・施策の一つとして、省エネ性能の高い設備機器の導入を掲げている。特に LED 等の高効率照明については 2030 年までにストックで 100%普及することを目指し、トップランナー制度⁹を通じて更なる普及を促進するとしている。

ネガティブな影響への配慮： 設備更新に伴い産業廃棄物が発生する。産業廃棄物の処分については、委託先の中間処理業者及び最終処分業者の選定、委託先の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理を通じて適切に実施される。

原則に例示される事業区分との整合： 区庁舎 LED 化工事と学校施設の LED 化改修工事はいずれも政府が推進するトップランナー制度のもとで明確な省エネ効果と CO₂ 削減効果が見込まれるものであり、「エネルギー効率」に該当するグリーン適格事業である。LED 化に伴い省エネ効果、長寿命化、水銀フリーといった便益が期待できるほか、廃棄物管理も適切に実施されることから、全体として明確な環境改善効果が見込めると判断した。

SDG との整合： ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

⁹ エネルギー消費機器製造事業者等に係る省エネ法規制。照明器具を含む 32 の機器及び建材について、それらの製造事業者や輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めるもの。目標となる省エネ基準（トップランナー基準）は、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定められている。

<グリーン>

適格プロジェクト④： 公園整備事業（(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園）

事業区分： 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理／持続可能な水資源及び廃水管理／気候変動への適応

事業概要： グリーンまたはサステナビリティボンドの調達資金は旧上瀬谷通信施設地区の公園整備事業に充当される。旧上瀬谷通信施設地区は 2015 年 6 月に返還された米軍施設の跡地であり、民有地、国有地、市有地をあわせ約 242ha に及ぶ首都圏でも有数の広大な土地である。長年にわたり通信施設として土地利用が制限されてきたことから、農地や緩やかな起伏の草地など豊かな自然環境が広がり、南北に流れる相沢川、和泉川の源流部、谷戸地形等の貴重な自然資本が残っている。周辺は丹沢山・富士山が眺望できるとともに、近接する樹林地との隣接部分に存在する林縁は、多様な生き物の生息環境を創出している。

横浜市は米軍施設返還跡地利用行動指針（横浜市、2006 年 6 月）に基づき、地権者や市民との間で新たな土地利用の在り方について検討を重ねてきた。広大で豊かな緑環境、交通利便性の高い立地条件といった土地のポテンシャルを維持・活用し高めていくとの方針から、新たなまちづくりではグリーンインフラ¹⁰の基盤として水・緑の骨格を形成し、公民連携を取り入れた地域活力の創出や大規模地震災害発生時における県外の応援部隊の一括受け入れを想定した公園整備を検討している（「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」（2020 年 3 月））。当該地区は 2027 年に国際園芸博覧会の会場となることが決定しており、将来的に年間約 1,500 万人の来場者が見込まれる（下図参照）。横浜市は当該地区で「グリーンシティ¹¹」を実現し、先導的な事例を日本・横浜から世界へ発信する機会と捉えている（「2027 年国際園芸博覧会基本計画」（2023 年 1 月））。調達資金の使途となる公園整備事業では、公園・防災ゾーンの一部で広域公園を整備する。2023 年度より公園・防災ゾーンの一部で公園整備に着手し、2024 年度に国際園芸博覧会に向けた工事開始が想定されている。

当該地区の土地利用計画は大きく「農業振興ゾーン」、「公園・防災ゾーン」、「観光・賑わいゾーン」、「物流ゾーン」の 4 つで構成され、地区全体で環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点を形成する。緑や農等を介した公共空間と民有地や生活空間との一体性を考慮し、人々の営みに根ざした身近なインフラとなるべく、公園内にはゾーン間のつながりを創出する境界デザインや、区域外の施設や市民の森をつなぐ歩行者・自転車ネットワークの形成といった取組も予定される（「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画デザインノート」（2023 年 2 月））。

環境面の課題と成果： 気候変動の影響による気象災害の激甚化や巨大地震の発生が予測される中、想定を超える規模の自然現象の発生を前提として防災・減災対策が必要とされている。日本においては、人口減少・高齢化の進展やこれまで整備されてきた社会資本の老朽化・維持コストの増大も懸念されており、こうした社会課題を解決し持続可能な社会を形成する新たな方策として、生態系の持つ機能を積極的に活用するグリーンインフラ¹²が注目されている。

2022 年 12 月、生物多様性条約締約国会議で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組の中でネイチャーポジティブ¹³が国際目標として掲げられた。これを受け、日本政府も 2023 年 3 月に 2030 年ネイチャーポジティブの実現に向けたロードマップとなる「生物多様性国家戦略（2023-2030）」を策定している。その基本戦略の 1 つに「自然を活用した社会課題の解決」を掲げ、グリーンインフラの社会実装を推進すると明記している。

¹⁰ 自然環境が有する多様な機能を防災・減災や地域創生、環境保全などの様々な課題解決に活用しようという考え方。巨大構造物に過度に依存しない国土整備の新たな手法であり、地域ブランド・資産価値向上やコミュニティの活性化、生物多様性保全等の多様な波及効果を生み出す特徴があるとされる。

¹¹ 緑地を都市に融合させ、自然と人工環境を統合することにより、よりよい生活と経済活動を可能とする都市像のこと。国際園芸家協会が提唱している。

¹² 自然環境が有する多様な機能を防災・減災や地域創生、環境保全などの様々な課題解決に活用しようという考え方。巨大構造物に過度に依存しない国土整備の新たな手法であり、地域ブランド・資産価値向上やコミュニティの活性化、生物多様性保全等の多様な波及効果を生み出す特徴があるとされる。

¹³ 「自然を回復軌道に乗せるために、2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させる」という概念。2021 年 5 月の G7 首脳サミットコミュニケーション付属文書で言及された。

■ 国際園芸博覧会 会場イメージ

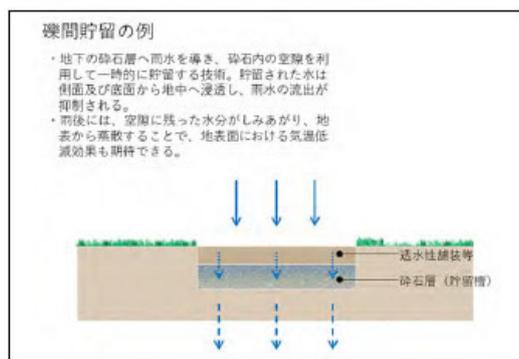


※2023年1月時点のイメージであり今後の調整状況により変更になる可能性がある。

[出所：「2027年国際園芸博覧会基本計画」（2023年1月）・（公社）2027年国際園芸博覧会協会より提供]

2023年1月、横浜市は「横浜市地球温暖化対策実行計画」を改訂し、温室効果ガス排出削減と市内経済の持続可能な発展を目指すとして、国際園芸博覧会を見据えた「脱炭素に対応したまちづくり」を重点取組に掲げている。代表的なプロジェクトとなる（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業は、米軍施設の跡地にグリーンインフラを実装した巨大な都市公園を計画するものである。事業実施区域は既存樹林地や谷戸地形、生物の生息・生育環境など、上瀬谷地区の中でも多様な環境が保全・整備されるエリアであることから、これらの自然環境ポテンシャルを最大限に活用することを基本とし、グリーンインフラの導入によって自然が持つ多様な機能を発信し、気候変動に適応した新たなモデルとなる公園を目指す。豊かな緑量を確保し、緑陰や風による快適空間の創出や生物多様性の保全に努めるとともに、礫間貯留、スウェル等の浸透・貯留施設の整備、維持管理により、流域単位での水循環を促進する。また、これらグリーンインフラの展開による、熱環境や水循環に関する測定、園内で利用しているエネルギーや資源の循環、仕組みをパークセンターなどで結果を見える化し、自然が持つ様々な機能を把握できる体制とする（下図参照）。都市部における緑地の保全・育成、生態系ネットワークの形成、水資源循環、防災・減災機能の強化及び暑熱対策に資する取組内容であり、「生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理」、「持続可能な水資源及び廃水管理」、「気候変動への適応」に該当するグリーン適格事業である。

■グリーンインフラの実装イメージ



[出所：(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書（2023年3月）]

ネガティブな影響への配慮：

生物多様性の保全

事業実施区域及びその周辺では環境省レッドリスト 2020、神奈川県レッドデータ生物調査報告書等により重要な動植物種が確認されているほか、環境省が指定する生物多様性保全上重要な里地里山等の重要な自然環境のまとまりの場が存在する。特に重要となる相沢川及び和泉川周辺においては、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業が主体で公園整備事業と調整を図りながら環境保全措置や地上式調整池の検討の深度化を進めている¹⁴。公園整備事業の実施にあたっては、瀬谷市民の森等や和泉川周辺及び相沢川周辺の水と緑の連続性などを踏まえ、主に以下の配慮を実施する。

- 施設整備にあたっては、既存の樹木の位置や地形、表土を活用した緑化及び雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進に配慮するとともに、生物の生息環境の連続性確保に資する瀬谷市民の森等から相沢川周辺に至る緑のつながりを確保する。特に北地区は草地を主体としながらも疎林が分布していることから、これらをいかし樹林などの新たな緑の創出をしながらアウトドア体験施設等を整備する。
- 屋外スポーツ施設に設置するナイター照明、駐車場及び園路に設置するポール照明は、誘虫性の低いLED照明を使用し、環境省の光害対策ガイドラインを踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息環境への光害を可能な限り抑制する。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策をとる。

地球温暖化対策

横浜市地球温暖化対策実行計画（横浜市 2023年1月）に基づき温室効果ガス削減に配慮する。具体的には、建物（パークセンター等）や照明等への省エネルギー型機器の導入や、建物（パークセンター等）周辺の緑化、太陽光等の再生可能エネルギー施設の導入を実施する。建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、「横浜市グリーン電力調達制度¹⁵」（横浜市 2006年）に基づき電力を調達する。

¹⁴ 詳細は（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業に係る環境影響評価準備書を参照のこと。

¹⁵ 二酸化炭素排出係数及び再生可能エネルギーの導入状況等に基づき算定した評価点の合計が 50 点以上の小売電気事業者が横浜市との契約資格を有する。

原則に例示される事業区分との整合：（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業は米軍施設の跡地にグリーンインフラを実装した巨大な都市公園を計画するものである。都市部における緑地の保全・育成、生態系ネットワークの形成、水資源循環、防災・減災機能の強化及び暑熱対策に資する取組内容であり、「生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理」、「持続可能な水資源及び廃水管理」、「気候変動への適応」に該当するグリーン適格事業である。ネイチャーポジティブの実現に向けた政府の基本戦略の中でも重要な位置づけにあり、2027年の国際園芸博覧会の開催に向け、都市生活と自然の共存を可能とするグリーンシティの実現が期待できる。環境影響評価や事後評価を通じて適切な環境保全策が実施されることから、事業全体として明確な環境改善効果が見込めると判断した。

SDG との整合： ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p> <p>9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p> <p>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

<グリーン>

適格プロジェクト⑤： 河川整備

事業区分： 気候変動への適応

事業概要： グリーンまたはサステナビリティボンドの調達資金は河川整備事業に充当される。横浜市は治水安全度の向上を図るため、国土交通省が提唱する「流域治水¹⁶」の基盤となる河川改修や流域貯留施設の整備において、浸水被害が発生している河川に対して優先的に取り組んでいる。

環境面の課題と成果： 気象庁によれば、最近10年間（2013～2022年）の時間降水量50mm以上の強雨の平均年間発生回数（約328回）は、統計期間の最初の10年間（1976～1985年）の平均年間発生回数（約226回）と比べて約1.5倍に増加したとされる。また横浜市の平均発生回数については同期間で倍増したとされる（気候変動を踏まえた浸水対策検討部会追加資料、2023年7月横浜市環境創造局）。

都市化の進展に伴い市街地の浸透域が減少し、保水機能や遊水機能が低下したため、降雨が下水道や河川に短時間、かつ大量に流出するようになり、下水道や河川にかかる負荷は以前に比べて増している。地球温暖

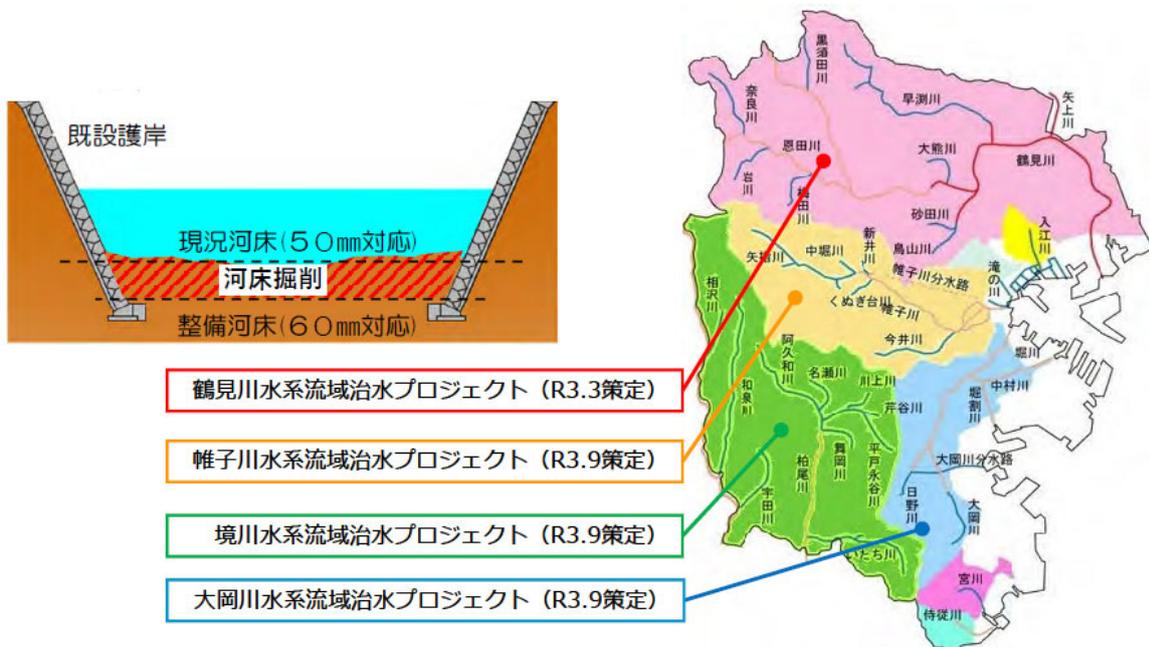
¹⁶ 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

化やヒートアイランド現象が地域の降雨特性に影響を与える要因の一つとして報じられており、水害の更なる頻発・激甚化が懸念される。浸水被害が発生した地域や、重要な都市施設・都市機能が集積している地域については、都市型水害の発生に備え、早急に浸水に対する安全度を向上させ、これらの降雨傾向の変化に対応し市民に安全な暮らしを提供していくことが課題となっている。

国土交通省は 2020 年度より流域全体で早急に必要な河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像「流域治水プロジェクト」を国・都道府県・市町村等から構成される協議会を設置してとりまとめている。2021 年度には横浜市内の河川についても流域治水プロジェクトが策定された。護岸整備率が低い区間では浸水被害等が発生しており、50 mm 対応の整備が引き続き必要である。また、市内河川の整備水準については従来の時間降水量 50mm から 60mm への引き上げが求められるようになっており、横浜市は下流区間の河川管理者である国や県との協議が整った河川から順次 60 mm 対応に着手する。

調達資金の用途は市内河川の治水安全度の向上を図るために実施する河川改修や流域貯留施設の整備であり、浸水被害が発生している河川を優先に時間降水量 60 mm の豪雨に耐えうる整備水準への引き上げが見込まれる。都市型水害による浸水被害の軽減・解消に資する取組であり、「気候変動への適応」に該当するグリーン適格事業である。

■ 60 mm 対応の整備イメージ（河床掘削）



[出所：令和 5 年度予算概要 道路局]

ネガティブな影響への配慮：作業基地は必要最小限の規模とし、自然環境への影響を抑えるとともに、景観面や河川内に生息する貴重種が発見された場合、十分に配慮した施工を実施する。資材の搬出入などに伴う工事車両の通行については、交通誘導員を適切に配置し、作業基地周辺の安全性の確保及び周辺道路の混雑緩和に努める。低公害型建設機械の使用や建設副産物のリサイクルを実施するとともに、横浜市環境配慮指針に基づき設計・施工段階における環境配慮を積極的に導入する。

原則に例示される事業区分との整合：調達資金の用途は市内河川の治水安全度の向上を図るために実施する河川改修や流域貯留施設の整備であり、浸水被害が発生している河川を優先に 50 mm 対応の整備を引き続き進めており、時間降雨量 60 mm の豪雨に耐えうる整備水準への引き上げが見込まれる。都市型水害による浸水被害の防除に資する取組であり、「気候変動への適応」に該当するグリーン適格事業である。

SDG との整合: ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p> <p>11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p>

<グリーン>

適格プロジェクト⑥： 下水道整備

事業区分： 気候変動への適応

事業概要： グリーンまたはサステナビリティボンドの調達資金は下水道整備費に充当される。横浜市は大雨に対して安全・安心な街を実現するため、浸水被害の解消に向けた下水道施設の整備を推進している。

環境面の課題と成果： 気象庁によれば、最近 10 年間（2013～2022 年）の時間降水量 50mm 以上の強雨の平均年間発生回数（約 328 回）は、統計期間の最初の 10 年間（1976～1985 年）の平均年間発生回数（約 226 回）と比べて約 1.5 倍に増加したとされる。また横浜市の平均発生回数については同期間で倍増したとされる（気候変動を踏まえた浸水対策検討部会追加資料、2023 年 7 月横浜市環境創造局）。

都市化の進展に伴い市街地の浸透域が減少し、保水機能や遊水機能が低下したため、降雨が下水道や河川に短時間、かつ大量に流出するようになり、下水道や河川にかかる負荷は以前に比べて増している。地球温暖化やヒートアイランド現象が地域の降雨特性に影響を与える要因の一つとして報じられており、水害の更なる頻発・激甚化が懸念される。浸水被害が発生した地域や、重要な都市施設・都市機能が集積している地域については、都市型水害の発生に備え、早急に浸水に対する安全度を向上させ、これらの降雨傾向の変化に対応し市民に安全な暮らしを提供していくことが課題となっている。

横浜市ではこれまで雨水整備の目標整備水準を自然排水区域（標高の高いエリア）で約 50mm、ポンプ排水区域（標高の低いエリア）で約 60mm と定め、浸水被害を受けた地区から優先的に整備を進めてきた。浸水対策の根幹である雨水幹線の整備率は 2021 年度末時点で 6 割程度にとどまっており、今後も未整備地区への対応を着実に進める必要がある。戸塚地区や飯島地区など過去に浸水被害を受けた地区を優先し、地域の雨水排水の骨格となる雨水幹線や雨水を貯留する雨水調整池等の施設整備を進める。都市機能が集積する横浜駅周辺地区では、約 74mm に整備目標水準を引き上げた施設整備に着手しており、エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線や東高島ポンプ場の整備を進める。

- 浸水防除のための施設整備
 (目標整備水準が 1 時間当たり約 50mm、約 60mm の降雨の整備対象地区)



[出所：横浜市下水道事業中期経営計画 2022 環境創造局]

- 横浜駅周辺地区における目標整備水準を引き上げた施設整備
 (目標整備水準が 1 時間当たり約 74mm の降雨の整備対象地区)



[出所：横浜市下水道事業中期経営計画 2022 環境創造局]

ネガティブな影響への配慮：施設整備には膨大な費用や時間を要するため、効率的に推進することが必要である。横浜市では被害を受けた地区に加えて、浸水が想定される範囲や深さ、地下施設の有無や都市機能の集積度などの地域の特性、資産の分布状況などから整備の優先度を設定し、効率的に施設整備を進める予測対応型の浸水対策を実施する方針である。

原則に例示される事業区分との整合：調達資金の用途は雨水の排水能力向上を図るために実施する雨水幹線や流域調整池等の施設の整備であり、浸水被害が発生している地域を優先に目標整備水準への引き上げが見込まれる。都市型水害による浸水被害の防除に資する取組であり、「気候変動への適応」に該当するグリーン適格事業である。

SDG との整合: ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
	<p>9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p> <p>11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p>

<ソーシャル>

適格プロジェクト⑦： インフラ施設の整備、改修

事業区分： 手ごろな価格の基本的インフラ設備／社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々： 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ／高齢者・障害者・女性・ジェンダーマイノリティ

事業概要： ソーシャルまたはサステナビリティボンドの調達資金は文化施設の整備・改修工事に充当される。横浜市が保有する公共建築物は約 2,600 施設にのぼり、その保全・更新に係る今後の財政需要の平準化等が課題となっている。このような課題に対応するため、「横浜市公共施設管理基本方針」（2015 年 3 月初版、2018 年 12 月改訂）を策定し、これに沿って施設の安全確保や長寿命化、効率的な更新、建築物の多目的利用や複合化といった再編整備等に取り組んでいる。文化観光拠点である横浜美術館（西区みなとみらい 3 丁目 4 番 1 号）は、2018 年に竣工から 30 年が経過し、美術作品の展示・保存に欠かせない空調設備をはじめ、電気や衛生設備等の設備機器が経年劣化している。大規模改修では横浜の文化観光施策を促進するため、これらの設備機器の更新等により長寿命化を図るとともに、バリアフリー対応等や収蔵庫の拡張等をあわせて実施する。2023 年度の再開を予定して工事が進められている。

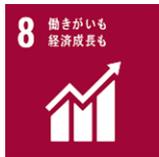
社会面の課題と成果：

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（改正バリアフリー法）」（2021 年 4 月）はその基本理念において、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを目的とした公共の交通施設や建築物のバリアフリー化を推進している。横浜美術館のバリアフリー改修により、改正バリアフリー法の目的にかなった、高齢者や障害者及び外国籍の方を含むあらゆる人に開かれた文化施設となることが期待される。

ネガティブな影響への配慮： 施設利用者の利便性を損なわないよう施設稼働率に配慮した改修計画を立案している。

原則に例示される事業区分との整合： 文化施設の整備・改修は、長寿命化と防災対策により持続可能で強靱な国土の形成に資する取組、またはバリアフリー化による共生社会の実現と社会的障壁の除去に資する取組である。事業区分は自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループを対象とした「手ごろな価格の基本的インフラ設備」、及び高齢者・障害者・女性・ジェンダーマイノリティを対象とした「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

SDG との整合: ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>
	<p>8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p> <p>9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p> <p>11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p>

<ソーシャル>

適格プロジェクト⑧： 保育所等整備

事業区分： 必要不可欠なサービスへのアクセス／社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々： 子ども、子育て世帯

事業概要： ソーシャルまたはサステナビリティボンドの調達資金は保育所等の整備等に充当される。横浜市は待機児童解消に向けて、地域の状況に基づき、既存の保育所等や幼稚園を最大限活用するとともに、受入枠が不足する地域については認可保育所、地域型保育事業、認定こども園の新規整備により受入枠の確保に取り組んでいる。具体的には、既存保育施設については定員構成の見直しや年度限定保育事業の実施による受入枠の確保のほか、既存保育所の増床・増築・改修等への補助事業等を実施している。民間保育施設等の新規整備については、新規整備が必要な地域を「整備が必要な地域」に設定し、マンション開発等、局所的なニーズへ対応するため、内装整備費や建設費への補助事業等を通じて受け入れ枠の確保を図っている。

社会面の課題と成果： 乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う大切な時期であり、人間形成にとって重要な時期とされる。子どもの豊かな育ちを社会で支える保育所等は子育てに必要な不可欠である。横浜市の就学前児童数は 2004 年をピークに緩やかな減少傾向にあり、2023 年 4 月 1 日現在の保育所等待機児童は 10 人と解消に限りなく近づいているが、あらゆる分野での女性の活躍推進等に伴い、保育所等を利用したいとのニーズは高まり続けており、引き続き受け皿確保が必要な状況にあるといえる。

■ 横浜市における待機児童数等の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
保育所等施設数	436	459	507	580	611	797	868	938	1,005	1,063	1,106	1,146	1,176	1,196
保育所等定員数	38,295	40,007	43,607	48,916	51,306	56,022	58,754	62,181	65,056	67,689	70,015	71,698	72,966	73,709
就学前児童数 (A)	193,584	192,861	191,770	190,106	188,540	187,595	185,564	182,511	178,905	175,243	171,503	165,549	160,784	155,332
利用申請者数 (B)	41,933	44,094	45,707	48,818	52,932	57,526	61,873	65,144	67,703	69,708	71,933	72,527	73,538	74,459
申請率 (B/A)	21.7%	22.9%	23.8%	25.7%	28.1%	30.7%	33.3%	35.7%	37.8%	39.8%	41.9%	43.8%	45.7%	47.9%
利用児童数	38,331	40,705	43,332	47,072	50,548	54,992	58,756	61,885	64,623	66,477	68,512	69,685	70,601	71,236
保留児童数	3,602	3,389	2,375	1,746	2,384	2,534	3,117	3,259	3,080	3,231	3,421	2,842	2,937	3,223
待機児童数	1,552	971	179	0	20	8	7	2	63	46	27	16	11	10

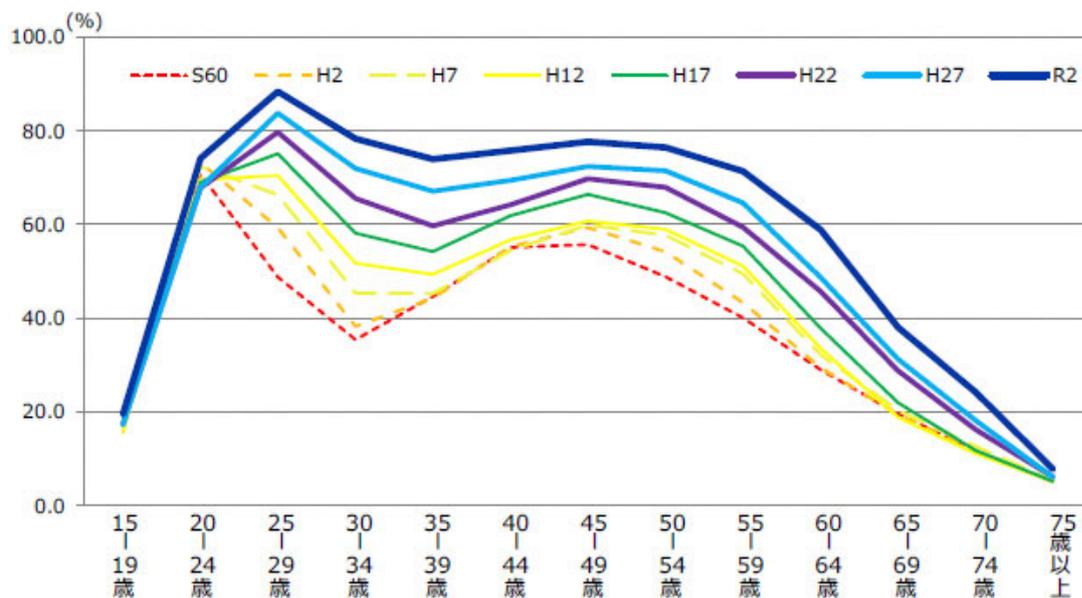
※平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を含む。
 ※国の調査要領が改正され（育休関係）、待機児童数については、平成30年4月から新定義で集計を行っています。

[出所：「令和5年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について」（横浜市 子ども青少年局）]

2019 年度に横浜市が実施した「女性の就業ニーズ調査」によると、現在就労していない女性の就業意向について、85%の女性に今後の就業意向があり、特に 20~30 代の就業意向は 90%を超えている、との結果であった。また、令和 2 年度国勢調査（就業状態等基本集計結果）によれば、横浜市における 2020 年の労働力

率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、女性については54.5%であったとされ、このうちM字カーブ¹⁷の底（年齢階級：35～39歳）にあたる労働力率は73.9%と、頂点の88.3%（年齢階級：25～29歳）との差が縮小して台形に近づきつつあるとされる。保育所等の整備事業は、子育てと仕事を両立しやすい社会の実現、ダイバーシティの推進・女性の活躍推進に資するとの社会的成果が見込まれる。

■横浜市における女性の年齢別労働力率の推移



[出所：「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計結果 横浜市の概要」(横浜市 政策局)]

ネガティブな影響への配慮： 受入枠の確保とともに、保育の質の確保、保育士等の離職防止、保育人材に対する住居にかかる支援のための次の取組等を実施する。職種や経験年数別研修の他、園内研修や公開保育を実施する。保育士等が労働環境等で悩んだ際に、保育士等の不安を解消し、離職防止を図るために、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設置する。保育所等を運営する民間事業者に対して、雇用する保育士向けに宿舎を借り上げるための補助を実施する。

原則に例示される事業区分との整合： 子どもの豊かな育ちを社会で支える保育所等は子育てに必要な不可欠なサービスである。また、保育所等の整備により労働参加が促進され、子育てと仕事を両立しやすい社会の実現、ダイバーシティの推進・女性の活躍推進に資するといったポジティブな社会的成果が見込まれる。事業区分は「子ども、子育て世帯」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」及び「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

¹⁷ 「M字カーブ」は日本において女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化した際に表れる、アルファベットの「M」の形状に似た曲線のこと。20代で学校を卒業して働き始め、30代で出産・育児に専念、子育てが一段落した40代で再び職に就くという、日本女性の働き方の特徴を表しているとされる。なお、令和2年度国勢調査（就業状態等基本集計結果）によれば、2020年の女性の労働力率は54.2%（2015年：50.7%）であり、このうちM字カーブの底にあたる労働力率（年齢階級：35～39歳）は78.2%（2015年：73.0%）であったとされ、M字カーブは台形へと近づきつつあるとされる。

SDG との整合: ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
  	<p>4.2 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。</p> <p>5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

<ソーシャル>

適格プロジェクト⑨： 特別養護老人ホーム整備

事業区分： 必要不可欠なサービスへのアクセス/社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々： 常時介護が必要な高齢者¹⁸とその家族

事業概要： ソーシャルまたはサステナビリティボンドの調達資金は、特別養護老人ホームの整備に充当される。横浜市は介護需要の増大に対応するため、必要整備量の確保を目的として、入所待ちの高齢者が概ね 10 か月以内に特別養護老人ホームへ入所できるよう、施設整備への助成を実施する。また、既存施設に対し、プライバシー確保のための改修費や修繕に係る費用等の補助を実施する。

社会面の課題と成果： 横浜市の人口は 2021 年に戦後初の減少に転じた。2023 年 9 月 1 日現在の総人口は 377 万人であるが、人口減少が続き、2025 年には約 371 万人、2040 年には約 352 万人となる見込みである。一方で高齢者（65 歳以上）の人口は団塊ジュニア世代¹⁹が高齢者となる 2040 年まで増加し続け、高齢化率は 2023 年 3 月 31 日現在の 25.0%から 2025 年には 26.2%、2040 年には 33.5%に達する見通し（令和 3 年度「今後の人口見通し推計」の中位推計）である。

横浜市で要支援・要介護認定を受けている認定者数は 2020 年に 17 万人を超えている。高齢者の増加にともない要支援・要介護認定者数は今後も増加が見込まれており、高齢者のための医療・介護サービスや生活支援等に対するニーズはますます増大していくものと予想される。「よこはま地域包括ケア計画²⁰」（計画期間：2021 年度～2023 年度）では、要介護認定者や認知症高齢者が増加し、施設入所のニーズが増えると予想されることから、施設整備量²¹の考え方にもとづいて年間 600 人分程度整備する計画となっている。特別

¹⁸ 特別養護老人ホームの入所者は、原則として 65 歳以上の、身体上又は精神上著しい障害があるために常に介護を要し、かつ居宅での介護が困難な方（原則、要介護 3 以上）とする。

¹⁹ 団塊ジュニア（だんかいジュニア）とは、日本において 1971～1974 年に生まれた世代を指す。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。

²⁰ 「よこはま地域包括ケア計画」（第 8 期横浜市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 認知症施策推進計画）は、高齢者施策を総合的に推進するため、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び横浜市独自の認知症施策推進計画を一体的に策定したもの。最上位計画である横浜市中期計画をはじめ、横浜市地域福祉保健計画や健康横浜 21、よこはま保健医療プラン、横浜市障害者プラン、横浜市高齢者居住安定確保計画等、各分野の関連計画との調和・連携を図っている。2021 年から 2023 年までを計画期間とする第 8 期の基本目標は「ポジティブ・エイジング ～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる『横浜型地域包括ケアシステム』を社会全体で紡ぐ～」であり、地域ケアプラザを核とした取り組みを横浜市の強みとしている。

²¹ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院・介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設の供給量（定員×利用率）の 75 歳以上人口に占める割合が、7 期末と 8 期末で同等（9.0%）になるよう整備する。

養護老人ホームの整備により、常時介護が必要な高齢者の健康増進や安心が確保されるとともに、家族の介護負担軽減と介護離職の未然防止といった社会的成果が期待できる。また、既存の施設については、利用者のプライバシーや生活リズムに配慮したユニットケア²²の導入拡大により、利用者の **Well-being** の向上が期待できる。従来の多床室型の場合、利用者のプライバシーが損なわれやすく、長期間入居することが利用者の大きなストレスになること、介護現場で働く職員にとっても身体介護中心のケアで身体的・精神的に大きなストレスがかかることが課題とされてきた。ユニット型ではこのような点が改善され、利用者は活動量の増加により健康的な生活が送れるようになり、その結果身体介護中心から入居者の交流を促すケアへと本質が変化するため職員の介護ストレスが軽減される、といった効果が期待できるとされている。

ネガティブな影響への配慮： 介護保険法で示される人員基準、設備基準のほか都市計画法、建築基準法、消防法等関係法令が遵守される。特別養護老人ホームの運営段階では、サービスの質の向上に向けた自主的な取組等を促すため、神奈川県の評価制度を積極的に活用するよう事業者働きかける。「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（厚生労働省）に則った体制の構築、「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省）の遵守等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策がとられる。介護保険給付の増大と財源不足への対応として介護予防の強化、介護保険給付費や保険料の見直し、介護給付等適正化等に取り組む。介護人材不足に対応するため、新たな介護人材の確保、介護職員の定着支援、専門性の向上を柱とする介護人材支援事業を推進していく。

原則に例示される事業区分との整合： 特別養護老人ホームの整備により、利用者の健康増進、安心して暮らせる住居の確保、**Well-being** の向上が見込まれるとともに、利用者の家族の介護負担軽減と介護離職の未然防止といったポジティブな社会的成果が期待できる。事業区分は「常時介護が必要な高齢者とその家族」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」及び「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

SDG との整合： ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。</p> <p>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

²² ユニットケアとはスウェーデン方式に由来するもので、介護が必要な状態になってもその人らしい生活を営むことが可能なよう、介護施設において利用者一人ひとりの個性が尊重され、他の人との関係の中で尊厳をもって生活できることを重視したサービスを提供するもの。

<ソーシャル>

適格プロジェクト⑩： 地域ケアプラザ整備

事業区分： 必要不可欠なサービスへのアクセス/社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々： 高齢者、障害者を含む全ての人々

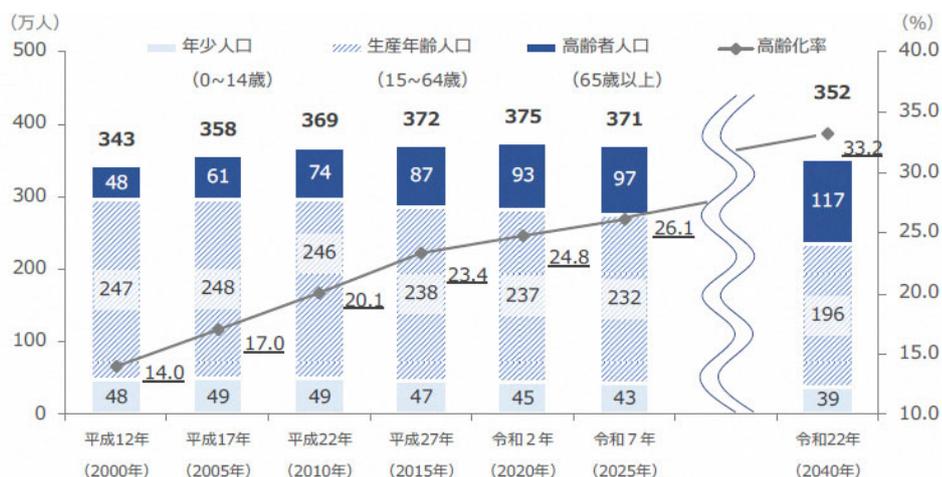
事業概要： ソーシャルまたはサステナビリティボンドの調達資金は「地域ケアプラザ」の整備に充当される。地域ケアプラザは、地域の身近な福祉保健の拠点として、横浜市が独自で設置するもの。「横浜市地域ケアプラザ条例」(1991年)に基づき、市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するために設置される。概ね中学校区を目安に1か所設置され、2023年4月1日現在、市内に145カ所設置されている。

地域の福祉保健活動・交流の機能や、高齢者や障害者、子育て支援等の相談機能に加え、介護保険法に定めのある「地域包括支援センター」機能を付加し、高齢者だけでなく、子どもや障害のある人等、誰もが地域で安心して暮らせるような「地域づくり」、「地域のつながりづくり」を目指している。また、地域及び行政と連携して、地域の中で孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげている。

地域ケアプラザの管理運営については、外部の指定管理者(社会福祉法人等)に委託することで、民間のアイデアやノウハウが活かされた効率的な運営がなされている。地域ケアプラザには、高齢者に関する相談・支援等を総合的に担う「地域包括支援センター」が設置されており、地域包括支援センターの福祉・保健の専門職(保健師等・社会福祉士等・主任ケアマネジャー等)と地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターが連携して地域の特性にあつたきめ細かなサービスを提供している。

社会面の課題と成果： 横浜市の人口は2021年に戦後初の減少に転じた。2023年9月1日現在の総人口は377万人であるが、人口減少が続き、2025年には約371万人、2040年には約352万人となる見込みである。一方で高齢者(65歳以上)の人口は団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年まで増加し続け、高齢化率は2023年3月31日現在の25.0%から2025年には26.2%、2040年には33.5%に達する見通し(令和3年度「今後の人口見通し推計」の中位推計)である。

■ 将来人口推計



※平成12年～平成27年：国勢調査(総務省)

令和2年：国勢調査結果を基にした推計人口(横浜市 ※R2年1月1日現在)

令和7年～令和22年：平成27年国勢調査を基準とした将来人口推計(横浜市)

[出所：横浜市「よこはま地域包括ケア計画」]

また、高齢者数の増加に伴い「高齢夫婦世帯」及び「高齢単独世帯」も大幅に増加しており、2015年の高齢夫婦世帯は2000年時の約1.8倍、高齢単独世帯は約2.3倍となり、総世帯に占める高齢夫婦世帯と高齢者単独世帯は2000年の12.4%から2015年には21.0%に上昇している。高齢者のための医療・介護サービスや生活支援等に対する需要はますます増大していくものと予想される中、限られた人材と財源を最大限に活用し、介護予防・重度化予防の推進や中重度の要介護者等を支える地域の仕組みづくり、看取りへの対応といった2040年に向けた効果的・効率的な高齢者施策が求められている。

横浜市では、「よこはま地域包括ケア計画²³」（計画期間：2021年度～2023年度）のもと、日常生活圏域単位で地域特性に応じた地域包括ケアシステム²⁴の構築に取り組んでいる。地域ケアプラザを核とする「横浜型地域包括ケアシステム」は、65歳以上の高齢者を主な対象としているが、2040年を見据え、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるような取り組みを推進している。地域ケアプラザを核とした日常生活圏域単位での助け合いと共創のための仕組みづくりは、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人等、多くの市民が共有することのできる地域共生社会の基盤の一つとなることを目指している。

ネガティブな影響への配慮： 介護保険法で示される人員基準のほか都市計画法、建築基準法、消防法等関係法令が遵守される。地域ケアプラザの運営段階では、次の取組みにより品質向上に向けた継続的な改善が実施される。指定管理者は単年度の運営状況だけでなく、指定期間内の持続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し横浜市に提出する。横浜市はこれらの提出物を公表する。業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施する。また、横浜市は客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としている。横浜市は運営の質の向上を図ることを目的として、指定管理者から提出された事業実績評価を踏まえ達成状況を評価する。その後、目標の達成状況を横浜市、指定管理者双方で共有し、次年度の計画に反映させる。なお、評価結果は横浜市が公表する。

原則に例示される事業区分との整合： 横浜市独自の施設である地域ケアプラザは、日常生活圏域単位の福祉保健の拠点として、誰もが地域で安心して暮らせるような「地域づくり」、「地域のつながりづくり」を支える。参加と協働の促進により、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人等、多くの市民に健康増進や安心確保といった効果及びものと期待され、市民生活における Well-being の向上、地域共生社会の実現に資するとのポジティブな社会的成果が見込まれる。事業区分は高齢者、障害者を含む全ての人々を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」及び「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

SDG との整合： ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
  	<p>3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。</p> <p>11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

²³ 「よこはま地域包括ケア計画」（第8期横浜市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 認知症施策推進計画）は、高齢者施策を総合的に推進するため、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び横浜市独自の認知症施策推進計画を一体的に策定したもの。最上位計画である横浜市中期計画をはじめ、横浜市地域福祉保健計画や健康横浜 21、よこはま保健医療プラン、横浜市障害者プラン、横浜市高齢者居住安定確保計画等、各分野の関連計画との調和・連携を図っている。2021年から2023年までを計画期間とする第8期の基本目標は「ポジティブ・エイジング ～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる『横浜型地域包括ケアシステム』を社会全体で紡ぐ～」であり、地域ケアプラザを核とした取り組みを横浜市の強みとしている。

²⁴ 地域包括ケアシステムとは、厚生労働省が推進している地域の包括的な支援・サービス提供体制。地域の事情に応じて高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。保険者である市町村や都道府県は団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、地域の自主性や主体性にもとづき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている。

<ソーシャル>

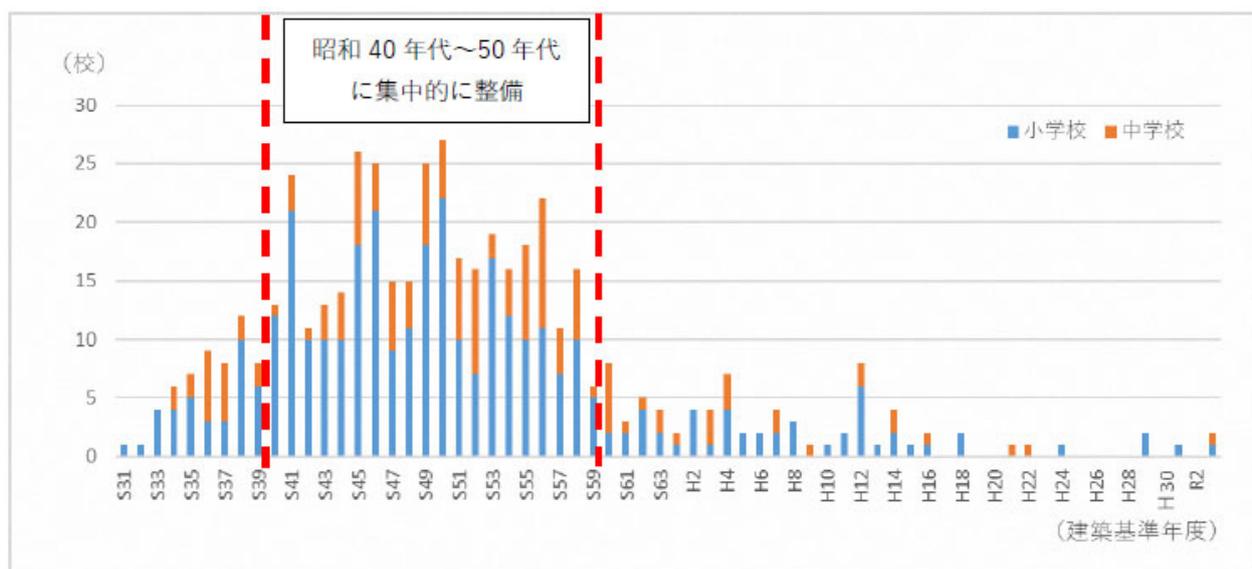
適格プロジェクト⑩：小中学校整備

事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々：子ども、子育て世帯

事業概要： ソーシャルまたはサステナビリティボンドの調達資金は小中学校の整備に充当される。横浜市は全国でも最多となる 482 校の小・中学校（2023 年 4 月現在）を抱えている。その大半は学齢期人口の増加に合わせて昭和 40 年代から 50 年代にかけて集中的に整備されたものである。横浜市では、学校施設の目標耐用年数は他の公共施設と同様に原則として 70 年以上としているが、2023 年 4 月時点で 4 割以上の学校が築 50 年を経過していることから、建替え・長寿命化に具体的に着手しなくてはならない時期を迎えている。こうした状況を踏まえ、横浜市は近い将来に耐用年数を超過する校舎の建替え・長寿命化改修を計画的に進めている。「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」（2023 年 6 月）に基づき、建替対象校は築年数の古いものから選定することを基本とし、学校施設の機能改善、学校統合、公共施設との複合化等を同時に検討し、効率性や事業効果を総合的に考え、事業を進める。建替えと並行して、学区内での大規模マンション建設等に伴う児童の増加が見込まれ、学級数が保有教室数を上回る学校の教室不足解消や、35 人学級の実現に向けて、仮設校舎の設置等や教室改修等を行い、教育環境の機能充実を図る。また、建替えなくとも教育環境の改善が可能な学校や建替えが困難な学校については、長寿命化改修や大規模リニューアルにより老朽化対策や教育環境の向上を図っていく。

■市立小・中学校の建設年度



※横浜市教育委員会調べ

[出所：横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針]

社会面の課題と成果： 学校は子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、人間形成の場となる。子どもたちに学びの場を用意し、今後も子どもたちが安全に、安心して、そして快適に過ごすことができる環境を確保していく必要がある。また、学校は最も広範囲に、かつ一定程度均一に整備されている公共施設であり、地域の防災やコミュニティの拠点として、地域におけるまちづくりの中心的な役割も期待されている。

小中学校は将来の社会・経済を担う子どもたちの重要な学びの場であり、子育て世帯にとって必要不可欠なサービスである。また少人数学級の整備は GIGA スクール構想²⁵との両輪により、学習支援が必要な子ども

²⁵ GIGA スクール構想は 2019 年 12 月に文部科学省が発表した教育改革案である。改革案の目的は、子どもたち一人ひとりに対して個別最適化された創造性を育む教育の実施と情報通信や技術面を含めた ICT 環境の実現である。具体的には、児童生徒 1 人 1 台の学習用端末やクラウド活用を踏まえたネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された教育の実現を目指すとしている。GIGA スクール構想が実現すると、子どもごとに教材を配信できるようになるため、子ども

もを含むすべての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを実現するといった社会的成果も期待できる。

ネガティブな影響への配慮：「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」に基づき、建替えに際しては次の事項に配慮する。事業費や工事期間、児童生徒への負担軽減等の面から、効率的な設計・工法等を選択して進める。建替えに比べ、工事費を縮減できる長寿命化改修等を効果的に取り入れ、事業量を平準化して財政負担の軽減を図る。気候変動等の社会的な課題を踏まえ、環境への負荷の低減を図るため、「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」や「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」（2023年1月改定）に基づき、ZEB Oriented 相当※の省エネ基準を達成するとともに、引き続き太陽光発電設備の設置や照明のLED化を図り、これらを学習面でも活用できる学校施設の整備を目指す。「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」（2022年4月策定）を踏まえ、学校施設においても積極的に木造化・木質化を進め、児童生徒にとって身近な空間で木材を利用し、健康的で温もりのある快適な教育環境を整備していく。

原則に例示される事業区分との整合：小中学校は将来の社会・経済を担う子どもたちの重要な学びの場であり、子育て世帯にとって必要不可欠なサービスである。少人数学級の整備はGIGAスクール構想との両輪により、学習支援が必要な子どもを含むすべての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを実現するとのポジティブな社会的成果が期待できる。事業区分は「子ども、子育て世帯」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当する。

SDG との整合：ICMA の事業カテゴリーとSDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業によるSDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
  	<p>4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。</p> <p>8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

もの学習状況やレベルに応じた教育が可能となるほか、端末を通じて教員とのコミュニケーションが円滑化され、子どもの学習状況や反応が教員に伝わりやすくなるといった便益が見込まれる。また教員にとっても、出席や成績等の管理や各種事務作業が効率化され、授業の準備や指導方針の検討といった主要な校務に集中できるといった便益があると考えられている。

<ソーシャル>

適格プロジェクト⑫： 児童福祉施設整備

事業区分： 必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々： 子ども、子育て世帯

事業概要： ソーシャルまたはサステナビリティボンドの調達資金は、児童福祉施設の整備に充当される。横浜市は、増加する児童虐待対応と支援強化のため、児童相談所の新設及び再整備を進めている。また、2022年度からは、新たな児童相談所整備に着手している。

社会面の課題と成果： 2019年10月に児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止等が明文化された。これに伴い、横浜市は2021年10月に「横浜市子供を虐待から守る条例²⁶」の一部改正を実施した。体罰その他の子どもの品位を傷つける行為がなく、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むこと等を追記しており、改正後の条例の理念に基づいた対策を推進している。児童虐待の未然防止から発生時対応、再発防止、児童の自立に向けた支援に至るまでの対応を、「8つの対策」にまとめ、総合的に取り組んでいる。

横浜市における2022年度の児童虐待相談対応件数²⁷は13,140件と過去最多であった。このうち児童相談所が対応した件数は9,103件と全体の7割近くを占めた。児童虐待が深刻化する前の早期発見、発生時の迅速・的確な対応、関係機関との連携等を適切に行うため、区役所・児童相談所の機能強化及び体制の充実、専門性の高い人材の確保と育成が急務となっている。児童相談所は体罰のない社会の形成に向けた福祉行政において、欠くことのできない重要な役割を果たしている。児童相談所の機能強化は、「横浜市子供を虐待から守る条例」が目指す全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に資するものである。

■ 児童虐待相談の対応件数



[出所：横浜市子ども青少年局]

ネガティブな影響への配慮： 児童福祉施設の整備とともに区・児童相談所の人材育成や支援策の充実等の取組を強化し、子どもの安全確保を最優先として包括的に対策を進めている。児童福祉法に規定する児童福祉司任用前講習会・任用後研修をはじめ、各係の業務に応じた係別研修や外部への派遣研修を実施し、児童相談所や区役所における専門的な援助技術の向上を図っている。地域における児童虐待防止のためのネットワークの充実、SNS等を活用し市民に向けた児童虐待防止啓発・広報活動を拡充する。

原則に例示される事業区分との整合： 児童相談所は体罰のない社会の形成に向けた福祉行政において、欠くことのできない重要な役割を果たしている。児童相談所の機能強化は、「横浜市子供を虐待から守る条例」が目指す、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に資するも

²⁶ 「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないよう、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、議員提案により2014年6月5日に制定され、2014年11月5日から施行した。本条例は、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とし、子供を虐待から守るための基本理念とともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めている。

²⁷ 児童虐待(疑いを含む)に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数

のとして、ポジティブな社会的成果が見込める。事業区分は主に「子ども、子育て世帯」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当する。

SDG との整合: ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
 	<p>16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

<ソーシャル>

適格プロジェクト⑬：障害者支援施設整備（松風学園再整備）

事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々：障害者

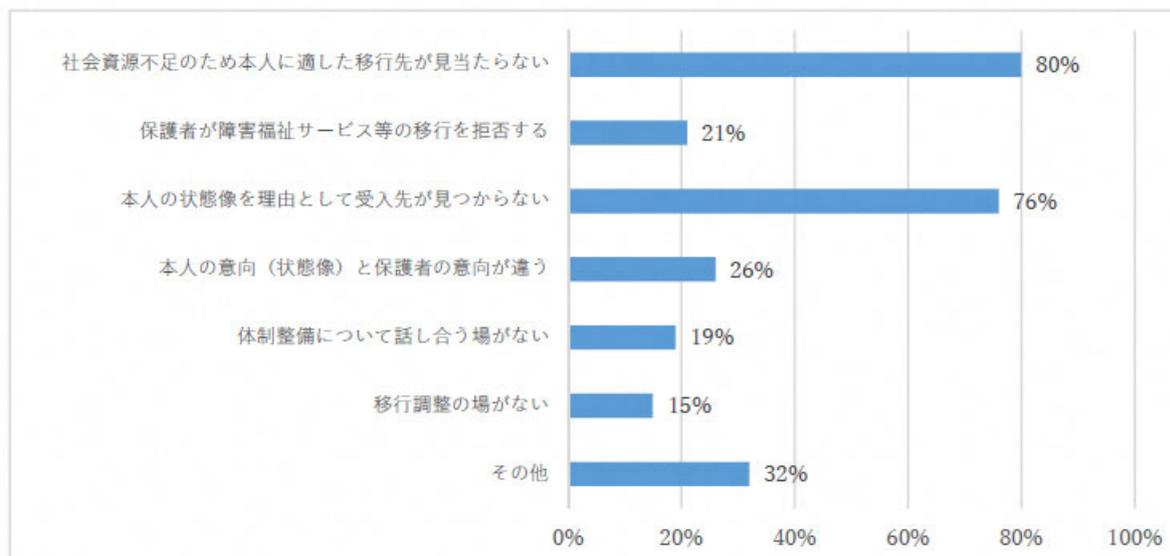
事業概要： ソーシャルまたはサステナビリティボンドの調達資金は、松風学園再整備に充当される。松風学園は、知的障害者が入所する公立の障害者支援施設である。松風学園（1983年竣工）は築35年以上が経過する中、建物や設備等が老朽化し、利用者の生活環境に支障が生じていた。居室面積が現行の国基準を満たしていない多数部屋などがあるため、居室の面積基準適合化・個室化を目的とした施設改修が必要となった。また、多数部屋の個室化に伴う定員減（100人→70人、うち長期入所94人→58人）を補うために、民設の入所施設を新設（定員40人、うち長期入所36人）することとした。これにより、障害児施設に入所したままの18歳以上の障害者の松風学園への受け入れを一層積極的に進め、市内過剰児の解消を促進する。2021年度に新入所施設が竣工しており、再整備事業完了は2026年度を予定している。

社会面の課題と成果： 18歳以上の障害児入所施設利用者への対応（「過剰児問題」）が喫緊の課題となっている。過剰児とは、18歳を過ぎても地域の大人の施設に移行ができず、障害児施設で暮らし続ける障害者である。18歳以上の障害者は就労支援施策や自立訓練を通じて地域移行を促進する等、大人としての適切な総合的支援が必要とされており、2012年施行の児童福祉法改正により、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととしたが、経過措置の期間内に移行調整が十分進まず、その多くが障害児入所施設に留まっている状況がある。過剰児の受け入れに適した施設が不足するなどの現状もあり、その受け皿確保が重要な社会課題となっている。

厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」がまとめた「障害児入所施設の機能強化をめざしてー障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書ー」（2020年2月）によれば、「入所児童の最善の利益を保障する観点からは、地域や他施設に適切な受け皿がないのに、18歳以上となったことをもって強制的に退所させられることにより、本人が行き場のない状態に陥ることがあってはならない。他方で、18歳以上を対象とする障害福祉サービスも多く、年齢に応じてこうしたサービスを利用する機会が確保される必要がある」とされる。また、厚生労働省が実施した「障害児入所施設移行状況に関する調査」²⁸によれば、18歳以上（いわゆる過剰児を含む）の移行を進める上での課題点として最も多い回答を得たのが「社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない」であり、地域のグループホームや障害者支援施設に空きが少なく、入所を希望している施設に中々入れない等の課題が明らかになっている。

²⁸ 2021年1月より開催された「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」において、今後の障害児入所施設における円滑な移行の在り方を検討するための基礎資料として活用することを目的として実施された。すべての障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む）525箇所（福祉型：253箇所・医療型：272箇所）を対象に、2020年4月1日～2021年1月31日の状況について調査したものの。

■ 18 歳以上（いわゆる過齢児を含む）の移行を進める上での課題点（福祉型、施設数：n=186）



〔出所：「『障害児入所施設移行状況に関する調査』の結果」（厚生労働省社会・援護局、2021年12月公表）〕

ネガティブな影響への配慮：松風学園は1960年の開所以来、長きにわたり地域の理解を得ている施設であり、事前に地域住民への説明会等を実施のうえで事業を進めている。新居住棟にはスタッフステーションから確認可能な見守りカメラを設置しており、ICTの活用がなされている。

原則に例示される事業区分との整合：松風学園の整備は、居住環境の改善により利用者の Well-being 向上を促すとともに、過齢児の適切な受け皿確保に資するもの。障害の有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう地域で支え合う地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の実現に資するとの社会的成果が見込める。事業区分は「障害者」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当する。

SDG との整合：ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。</p> <p>4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。</p> <p>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

神奈川東部方面線整備事業は人々により低排出な輸送手段への移行を可能とするものであり、「クリーン輸送」に該当するグリーン適格事業である。横浜市内外への移動の円滑化や利便性向上により市民生活や企業活動の活性化が見込まれるとともに、地域のまちづくり活動や事業者による土地利用にあたってのガイドラインを事業者と共有する等、新駅設置や周辺道路の整備等による地区の状況変化や社会経済情勢の変化等に対しても柔軟な対応が図られる。事業評価監視委員会が事業再評価において環境・安全への影響評価を実施しており、適切な環境保全策が実施されることから、全体として明確な環境改善効果が見込めると判断した。

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業は米軍施設の跡地にグリーンインフラを実装した巨大な都市公園を計画するものである。都市部における緑地の保全・育成、生態系ネットワークの形成、水資源循環、防災・減災機能の強化及び暑熱対策に資する取組内容であり、「生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理」、「持続可能な水資源及び廃水管理」、「気候変動への適応」に該当するグリーン適格事業である。ネイチャーポジティブの実現に向けた政府の基本戦略の中でも重要な位置づけにあり、2027年の国際園芸博覧会の開催に向け、都市生活と自然の共存を可能とするグリーンシティの実現が期待できる。環境影響評価や事後評価を通じて適切な環境保全策が実施されることから、事業全体として明確な環境改善効果が見込めると判断した。

横浜市独自の施設である地域ケアプラザは、日常生活圏域単位の福祉保健の拠点として、誰もが地域で安心して暮らせるような「地域づくり」、「地域のつながりづくり」を支える。参加と協働の促進により、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人等、多くの市民に健康増進や安心確保といった効果が及ぶものと期待され、市民生活における Well-being の向上、地域共生社会の実現に資するとのポジティブな社会的成果が見込まれる。事業区分は、高齢者、障害者を含む全ての人々を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」及び「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当するソーシャル適格事業である。

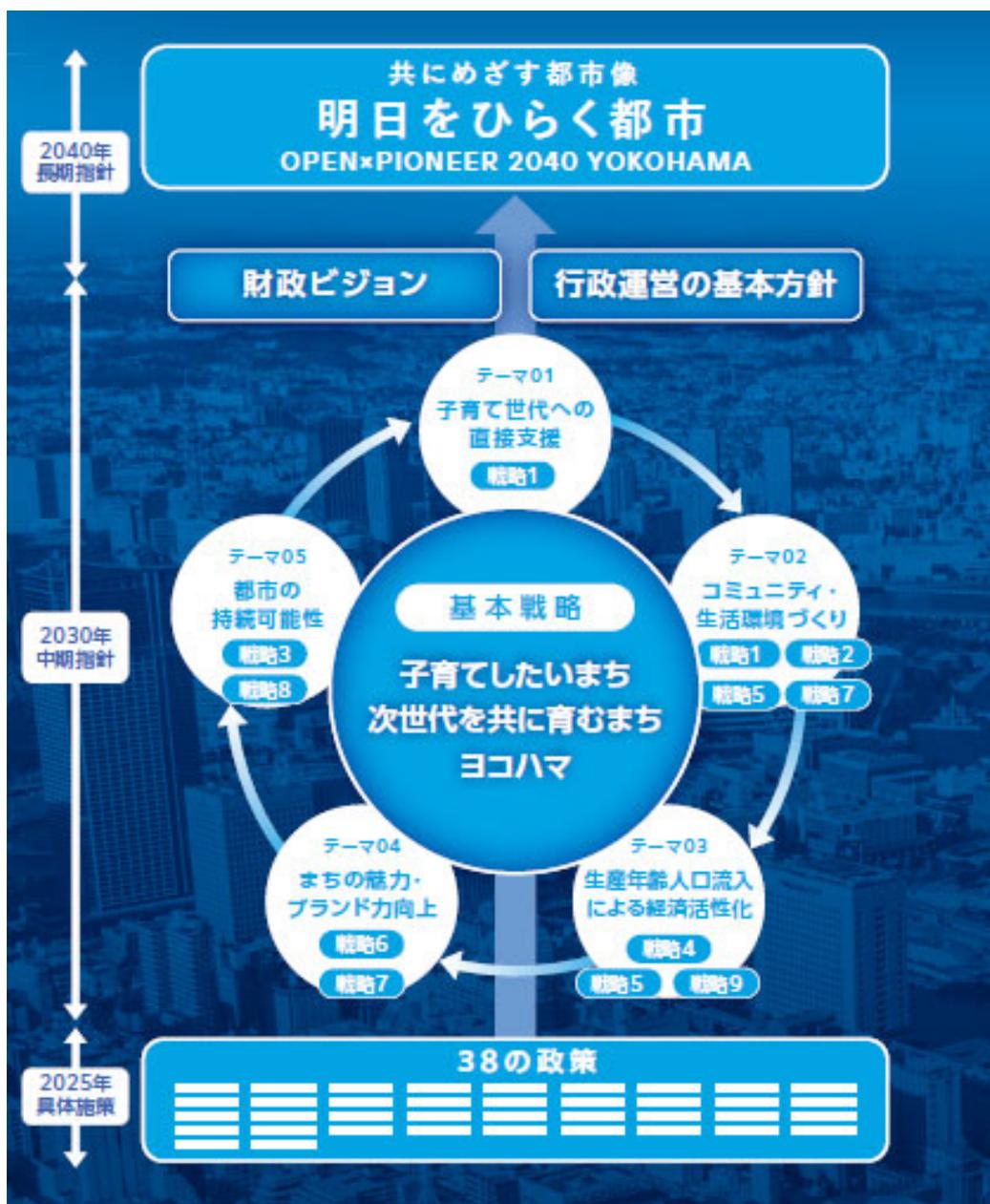
小中学校は次世代を担う子どもたちの重要な学びの場であり、子育て世帯にとって必要不可欠なサービスである。少人数学級の整備は GIGA スクール構想との両輪により、学習支援が必要な子どもを含むすべての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを実現するとのポジティブな社会的成果が期待できる。事業区分は子どもと子育て世帯を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当するソーシャル適格事業である。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

(1) 包括的な目標、戦略等への組み込み

- 横浜市は 2022 年 12 月、「横浜市中期計画 2022-2025」（以下、中期計画）を策定した。計画策定にあたっての基本認識として、人口減少局面に入り、社会のあらゆる分野で担い手が不足することによる、地域コミュニティや市内経済の活力低下、市税収入の減少・社会保障経費の増加、都市インフラの老朽化の進行などに伴う、市民サービスの維持等の課題が見込まれるとしている。また、地震や激甚化する風水害などの自然災害や、新型コロナウイルス感染症など、市民の安全・安心を脅かす諸課題への迅速な対応、脱炭素などの地球温暖化対策、社会のデジタル化といった既に直面している課題への対応も求められているとしている。

■ 中期計画の全体像



[出所：横浜市中期計画 2022-2025（概要版）]

- 中期計画においては、人口減少社会にあってこそ、横浜に関係するすべてのステークホルダーとの協働・共創の力で未来を切り拓いていく必要があるとの認識のもと、2040年頃の横浜のありたい姿を「共にめざす都市像²⁹：明日をひらく都市」として策定している。その実現に向け、次世代を育み都市としての活力を生み出しつづけることが最重要であるとしたうえで、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を2030年頃までの基本戦略に掲げている。中期計画では、共にめざす都市像の実現に向けた10年程度の方向性・姿勢を基本戦略で明確化した上で、9つの中長期的な戦略を定めるとともに、戦略を踏まえて計画期間の4年間に重点的に取り組む38の政策をとりまとめている（上図参照）。中期計画では、財政ビジョン³⁰の実現に向けて基本戦略への貢献度が高い策を優先して実行していくことと、行政運営の基本方針³¹を踏まえた行政サービスの最適化をセットで進め、基本戦略の推進とともに将来の財源を確保するとしている。
- 本フレームワークで定める13の適格プロジェクトは、中期計画で定める9つの戦略の中でも「戦略1 すべての子どもたちの未来を創るまちづくり」（政策2・4・6）、「戦略2 誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり」（政策13・15）、「戦略3 Zero Carbon Yokohamaの実現」（政策18）、「戦略6 成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり」（政策30）、「戦略7 花・緑・農・水の豊かな魅力あふれるガーデンシティ横浜の実現」（政策31）、「戦略8 災害に強い安全・安心な都市づくり」（政策34）、「戦略9 市民生活と経済活動を支える都市づくり」（政策36）の一環として位置付けられている。

■9つの戦略及び38の政策

戦略1 すべての子どもたちの未来を創るまちづくり

- 政策1 切れ目なく力強い子育て支援～妊娠・出産期・乳幼児期～
- 政策2 切れ目なく力強い子育て支援～乳幼児期・学齢期～
- 政策3 困難な状況にある子ども・家庭への支援
- 政策4 児童虐待・DVの防止と社会的養護の充実
- 政策5 子ども一人ひとりを大切にした教育の推進
- 政策6 豊かな学びの実現

戦略2 誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり

- 政策7 市民の健康づくりと安心確保
- 政策8 スポーツ環境の充実
- 政策9 地域コミュニティの活性化
- 政策10 地域の支えあいの推進
- 政策11 多文化共生の推進
- 政策12 ジェンダー平等の推進
- 政策13 障害児・者の支援
- 政策14 暮らしと自立の支援
- 政策15 高齢者を支える地域包括ケアの推進
- 政策16 在宅医療や介護の推進
- 政策17 医療提供体制の充実

戦略3 Zero Carbon Yokohamaの実現

- 政策18 脱炭素社会の推進

²⁹ 中期計画においては、2040年頃の課題が解決した姿を描き、市民・事業者と共有し、市が目指す長期的・中期的な方向性を示しながら具体施策とのつながりを持たせるとの目的から、「共にめざす都市像」、「基本戦略」、戦略政策・施策・事業」を体系的に整理している。「共にめざす都市像」は、現在及び未来の横浜をとりまく環境を統計データや有識者等の知見を踏まえて策定した「2040年頃の横浜のありたい姿」である。4か年毎に策定される中期計画の指針として活用するほか、横浜に関わる多様な人・企業・団体が、共に未来を切り拓いていくための共通認識として発信・活用していくとしている。

³⁰ 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」（2022年6月）は、“財政を土台”に持続可能な市政が進められるよう策定された中長期の財政方針。財政ビジョンでは、目指すべき「持続的な財政」の姿の実現に向けて、「債務管理」、「財源確保」、「資産経営」、「予算編成・執行」、「情報発信」、「制度的対応」の6つの柱から成る「財政運営の基本方針」を掲げている。この基本方針に基づく、将来に向けて今から取り組むアクション（債務管理、収支差解消、資産経営、地方税財政制度の充実に向けた課題提起）を踏まえ、「施策の推進」と「財政の健全性の維持」の両立に向けて、財政目標を設定し取組を推進していくとしている。

³¹ 横浜市では現在、今後10年程度を見据え、横浜市役所と職員が「どのような考え方で、何に重点をおき、どういった姿勢で行政運営に取り組むか」を明確にし、これまでの横浜市役所を「創造・転換」＝「イノベーション」していくための市役所内部の大方針として、「行政運営の基本方針」の策定を進めている。

政策 19 持続可能な資源循環の推進

- 戦略 4 未来を切り拓く経済成長と国際都市・横浜の実現
 - 政策 20 中小・小規模事業者の経営基盤強化
 - 政策 21 スタートアップの創出・イノベーションの推進
 - 政策 22 観光・MICE の振興
 - 政策 23 市内大学と連携した地域づくり
 - 政策 24 国際ビジネス支援と地球規模課題解決への貢献
 - 政策 25 世界から集いつながる国際都市の実現

- 戦略 5 新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり
 - 政策 26 人を惹きつける郊外部のまちづくり
 - 政策 27 豊かで暮らしやすい住まい・環境づくり
 - 政策 28 日常生活を支える地域交通の実現

- 戦略 6 成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり
 - 政策 29 活力ある都心部・臨海部のまちづくり
 - 政策 30 市民に身近な文化芸術創造都市の推進

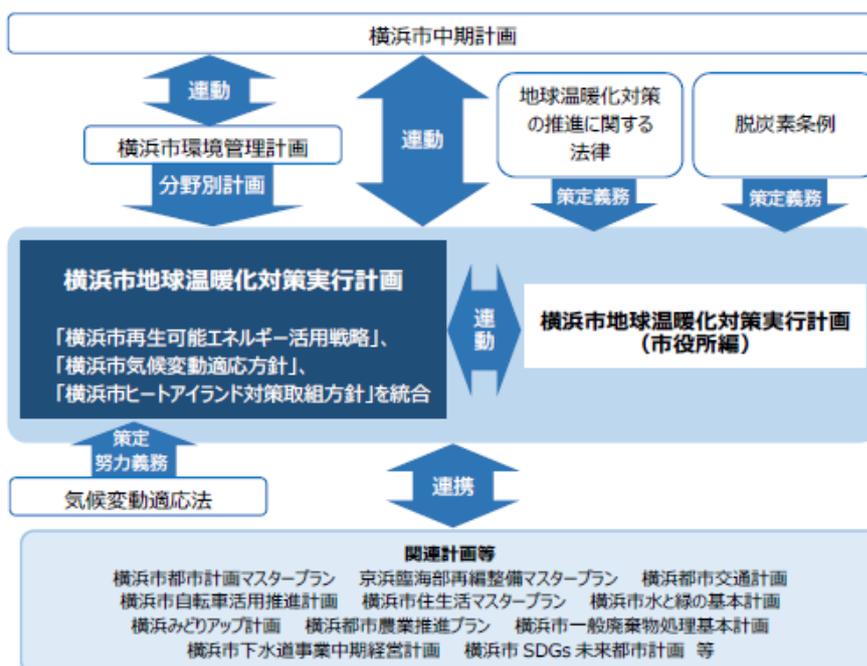
- 戦略 7 花・緑・農・水の豊かな魅力あふれるガーデンシティ横浜の実現
 - 政策 31 自然豊かな都市環境の充実
 - 政策 32 活力ある都市農業の展開

- 戦略 8 災害に強い安全・安心な都市づくり
 - 政策 33 地震に強い都市づくり
 - 政策 34 風水害に強い都市づくり
 - 政策 35 地域で支える防災まちづくり

- 戦略 9 市民生活と経済活動を支える都市づくり
 - 政策 36 交通ネットワークの充実
 - 政策 37 国際競争力のある総合港湾づくり
 - 政策 38 公共施設の計画的・効果的な保全更新

[出所：横浜市中期計画 2022-2025]

■ 横浜市地球温暖化対策実行計画の位置づけと関連計画等



[出所：横浜市地球温暖化対策実行計画]

- 2023年1月、横浜市は「横浜市地球温暖化対策実行計画」及び同市役所編（計画期間：2022年度～2030年度）を改訂した。これらは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）、「気候変動適応法」第12条に基づく地域気候変動適応計画、「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」（以下、脱炭素条例）第7条に基づく脱炭素社会の形成の推進に関する基本的な計画として、地球温暖化対策の総合的な推進を図るものである。また、環境基本計画にあたる「横浜市環境管理計画」の分野別計画として位置付けられている。
- 本フレームワークで定めるグリーン適格プロジェクトについては、横浜市地球温暖化対策実行計画、同市役所編及びこれらの関連計画において重要な戦略的意義を有している。横浜市は2018年10月に横浜市地球温暖化対策実行計画を改定し、2050年までの脱炭素化を目指す「Zero Carbon Yokohama」を掲げた。2021年には地球温暖化対策の推進とともに市内経済循環と持続可能な発展の実現を目指す脱炭素条例を施行、さらに2022年2月には2030年度までの温室効果ガス削減目標を国の目標を上回る「2013年度比50%」に引き上げることを宣言した。2023年1月の改訂では「市役所の率先行動」や2027年に横浜で初の万博開催となる国際園芸博覧会を見据えた「脱炭素に対応したまちづくり」を重点取組に掲げ、脱炭素に向けた取組みを加速している。

(2) プロジェクトの評価・選定の判断規準

- 適格プロジェクトの事業名称、環境・社会面の目標及びプロジェクトの評価・選定のプロセスを本フレームワークに明記している。適格プロジェクトは、インパクトを定量的に把握することが可能な事業に限定している。
- 適格プロジェクトは予算において編成された各事業の中から、法令の規定により地方債の財源とすることの可能な事業を対象を絞っている。

(3) プロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセス

- 中期計画で掲げる9つの戦略及び38の政策を踏まえ、財政局資金課が環境・社会面において明確な便益が見込まれる事業をプロジェクト候補として抽出している。
- 財政局資金課が各事業課と協議しその適格性を評価した上で、財政局長が本フレームワークにおいて対象となる事業を適格プロジェクトとして選定している。
- 適格プロジェクトは、地方自治法等の関係法令に基づき策定され、必要な市会の議決を経たものとなっており、事業評価が適切に実施されている。なお、環境・社会面における重大な負のインパクトを直接的に生じさせることが明らかになった事業については、適格プロジェクトから速やかに除外する。

横浜市は、人口減少社会にあつてこそ、横浜に関係するすべてのステークホルダーとの協働・共創の力で未来を切り拓いていく必要があるとの考えから、2040年頃の横浜のありたい姿を「共にめざす都市像：明日をひらく都市」としている。「明日をひらく都市」の実現に向けて、次世代を育み、都市としての活力を生み出しつづけることが最重要であるとしたうえで、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を2030年頃までの基本戦略に掲げている。中期計画（計画期間：2022～2025年度）では、共にめざす都市像の実現に向けた10年程度の方向性・姿勢を基本戦略で明確化した上で、9つの中長期的な戦略を定めるとともに、戦略を踏まえて計画期間内に重点的に取り組む38の政策をとりまとめている。本フレームワークで定める13の適格プロジェクトは、上記の政策の一環として明確に位置付けられている。

本フレームワークで定めるグリーン適格プロジェクトについては、横浜市地球温暖化対策実行計画、同市役所編及びこれらの関連計画において重要な戦略的意義を有している。横浜市は2018年10月に横浜市地球温暖化対策実行計画を改定し、2050年までの脱炭素化を目指す「Zero Carbon Yokohama」を掲げた。2021年には地球温暖化対策の推進とともに市内経済循環と持続可能な発展の実現を目指す脱炭素条例を施行、さらに2022年2月には2030年度までの温室効果ガス削減目標を国の目標を上回る「2013年度比50%」に引き上げることを宣言した。2023年1月の改訂では「市役所の率先行動」や2027年に横浜で初の万博開催となる国際園芸博覧会を見据えた「脱炭素に対応したまちづくり」を重点取組に掲げ、脱炭素に向けた取組みを加速している。

適格プロジェクトは、予算において編成された各事業の中から、インパクトを定量的に把握することが可能であり、かつ法令の規定により地方債の財源とすることの可能な事業を対象を絞っている。適格プロジェクトは事業評価が適切に実施され、地方自治法等の関係法令に基づき策定され、必要な市会の議決を経たものとなっている。財政局資金課が各事業課と協議しその適格性を評価した上で、財政局長が適格プロジェクトとして選定している。以上より、プロジェクトの評価・選定のプロセスは妥当と判断した。

3. 調達資金の管理

- 本フレームワークに基づく調達資金は法令・条例等の定めるところにより適切に管理される。地方自治法第 208 条によれば、「地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」ため、本フレームワークによる調達資金は、当該年度中に資金充当が完了する。一時的に発生する未充当資金は現金または現金同等物、短期金融資産などの流動性の高い資産により運用される。
- 予算編成においては、市債を充当する事業と市債を充当する額を紐づけて管理しており、充当する資金は経理区分に従って分類され、その資金使途が明確に管理される。
- 全ての歳入歳出は、各会計年度の終了後に決算関係書類を調製し、監査委員の決算審査とともに市会の認定を受ける。

本フレームワークに基づく調達資金は法令・条例等の定めるところにより適切に管理される。当該年度中に資金充当が完了する予定であり、一時的に発生する未充当資金は現金または現金同等物、短期金融資産などの流動性の高い資産により運用される。適格プロジェクトに充当する資金は経理区分に従って分類され、その資金使途が明確に管理される。適格プロジェクトに係る歳入歳出は、各会計年度の終了後に決算関係書類を調製し、監査委員の決算審査とともに市会の認定を受ける。以上より、調達資金の管理は妥当と判断した。

4. レポーティング

(1) 開示の概要

- グリーンボンド原則 2021、ソーシャルボンド原則 2023 及びサステナビリティボンド・ガイドライン 2021 における「透明性向上のための重要な推奨事項」を踏まえ、本フレームワークを横浜市ホームページで開示する。
- 債券発行後のレポーティングは調達資金が全額充当されるまでの間、年次で以下の開示を予定している。なお、資金充当状況及び環境・社会面のインパクトは、いずれも事業単位かつ債券単位で開示する。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充当状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達資金を充当した事業のリスト ・ 調達金額と各事業への充当金額 ・ 未充当額の残高及び運用方法 	適格プロジェクトに調達資金が全額充当されるまでの間、年次で開示	横浜市のホームページで開示

環境・社会的インパクト	<p>環境・社会的な改善効果に関して、実務上可能な範囲で以下のとおり開示する。</p> <p>【グリーン適格プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川東部方面線整備の概要 ・ CO₂排出削減量の見込値 (t-CO₂) 及びその前提 ・ 以下の指標の実績値 <ul style="list-style-type: none"> 市役所 RE100 推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ： LED 化率 (%) 老朽校舎改修事業 (LED 化改修工事) <ul style="list-style-type: none"> ： 整備数 (件) 公園整備事業 ((仮称) 旧上瀬谷通信施設公園) <ul style="list-style-type: none"> ： 実施面積 (㎡) 河川整備 <ul style="list-style-type: none"> ： 護岸整備 (m) /護岸整備率 (%) 下水道整備 <ul style="list-style-type: none"> ： 整備対象地区の対策完了率 (%) <p>【ソーシャル適格プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業の概要 ・ 各事業の対象とする人々 ・ 各事業における以下の指標の実績値 <ul style="list-style-type: none"> インフラ施設の整備、改修 <ul style="list-style-type: none"> ： 整備施設数 (件) 保育所等整備 <ul style="list-style-type: none"> ： 定員数 (人) 特別養護老人ホーム整備 <ul style="list-style-type: none"> ： 整備数 (人分)、利用者数見込 (人) 地域ケアプラザ整備 <ul style="list-style-type: none"> ： 整備数 (件) 小中学校整備 <ul style="list-style-type: none"> ： 整備数 (件)、利用者数見込 (人) 児童福祉施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ： 施設定員数 (人) 障害者支援施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ： 利用者数見込 (人) 		
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

- 調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、充当後に充当状況に大きな変化が生じた場合は、速やかに開示する。

(2)環境改善効果・社会的成果に係る指標、算定方法等

- 神奈川東部方面線整備については CO₂排出削減量の見込値 (t-CO₂) をその前提とともに開示し、その他のグリーン適格プロジェクトについては整備実績を示す指標や計画に対する進捗率を開示する。ソーシャル適格プロジェクトについては、各事業の概要、対象となる人々に加えて、施設の整備数や定員数などのアウトプットに相当する指標を開示する。
- 中期計画期間内の各政策及び各施策の成果を分かりやすく示す指標を開示していく。適格プロジェクトに関するアウトカム、インパクトについて、それらの指標等を参照して把握することが可能である。

横浜市のホームページで本フレームワークを開示する。債券発行後の資金充当状況及び環境・社会面のインパクトについては、事業単位かつ債券単位で開示する。神奈川東部方面線整備についてはCO₂排出削減量の見込値 (t-CO₂) をその前提とともに開示し、その他のグリーン適格プロジェクトについては整備実績を示す指標や計画に対する進捗率を開示する。ソーシャル適格プロジェクトについては、各事業の概要、対象となる人々に加えて、施設の整備数や定員数などのアウトプットに相当する指標を開示する。また、中期計画期間内の各政策及び各施策の成果を分かりやすく示す指標を開示していく予定であり、アウトカム及びインパクトについては、それらの指標等を参照して把握することが可能である。以上より、レポートは妥当と判断した。

以上

【留意事項】

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係および人的関係はありません。